

# 救急外来受診時の診療費に関する 重要なお知らせ

当院は、山口県東部地域の第三次救命救急センターとして、24時間体制で「一刻を争う救急患者様」、「集中的な治療が必要な入院患者様」を中心に診療を行って参りました。

しかしながら、全国的に深刻化している医師不足の問題及び軽症で救急外来を受診される患者様が増加していることにより、救急担当医師の疲弊が著しい状況となっております。

このままでは入院治療が必要となる重篤な患者様の診療に支障をきたし、質の高い医療を継続して提供することが困難な状況となり、更には救命救急センターの継続運営が行えなくなる事態も懸念されます。

この打開策としては、地域の皆様に休日在宅当番医及び休日夜間急患センターを出来るだけご利用頂き、高度専門的な医療を必要とする時に当院へご紹介頂く体制を整えることが肝要です。これは、厚生労働省が推進している質の高い医療を効率的に提供するための『病診連携』・『病病連携』に則った方策です。

上記の理由により、救急体制の改善を図ることを目的として、**夜間・休日に受診された患者様については、診療の都度5,250円**をご負担いただくこととなりました。

これはひとえに、地域の皆様へ安全で質の高い医療を提供するためのやむを得ない処置ですので、受診される皆様のご理解をお願い申し上げます。

◇徴収開始時期：平成23年4月1日

◇対象の時間帯：平日17時15分～翌日8時30分並びに  
土曜・日曜・祝日（年末年始含む）の終日

◇次に該当する場合は徴収しません。

1. 入院となった場合
2. 当院を受診した当日に、当院医師の指示を受けて再度受診した場合
3. 他院から緊急で受診するよう指示を受けて受診した場合  
（紹介状が必要となります。）
4. 注射・処置等の予約で受診した場合
5. 救急外来で死亡された場合（死亡後に当院へ搬送された場合を除きます。）
6. 生活保護中の受診となる場合
7. 交通事故・労働災害

※救急車で来院された場合であっても、入院を要しないと判断された場合、上記料金を徴収させていただきます。

※症状の軽い方は、**休日在宅当番医・休日夜間急患センター**での受診をお願いいたします。（当番は『山口県救急医療情報センター』の休日夜間当番医案内に掲載されています。アドレス <http://www.qq.pref.yamaguchi.lg.jp>）



独立行政法人国立病院機構  
岩国医療センター院長